

会員サポート窓口

～1年間を振り返って～

■ 2004年4月スタート

会員サポート窓口は、理事者の補佐機関として2004年4月1日にスタートした制度である。2004年3月8日に日弁連の承認を得て公示された「会員サポート窓口規則」に基づいて設けられたものであり、2003年度から議論され始めた会員業務の支援体制を実現することをその目的としている。

当窓口の定員は20名と定められているが、初年度は10名の委員でスタートした。委員の顔ぶれについてはLIBRA2004年7月号をご覧ください。

■ 相談受付～回答の流れ

具体的な相談に際しては、当会事務局次長宛てに申し込まれた相談案件の1件ごとに委員1名が担当し、電話もしくは面談をして回答するようにしている。複雑・困難な案件については複数の委員で臨むようにしているが、この1年間に限っては、そのような案件はほとんどなかった。個々の案件については、委員の大半が出席する定例の協議会で分析、検討し、回答に誤りやブレの出ないように心がけている。

「会員サポート窓口規則」には、当窓口の活動を支援していただく機関としてバックアップチームが定められているが、初年度においては、その1つである当会の「弁護士業務妨害対策特別委員会」との交流を行ない、今後の協力方法について協議した。

■ 相談案件の内訳

この1年間の相談案件は、2005年3月31日現在で35件であり、その内訳は以下のとおりであった。なお、各相談案件の内容については、規則上の守秘義務や個人情報保護との関係から紹介を割愛させていただく。

【相談事案】

- ① 業務妨害関係（9件）
- ② 利益相反（5件）
- ③ 事務所・事件承継（5件）
- ④ 弁護士法25条との関係（2件）
- ⑤ 非弁提携関係（2件）

⑥ 会費免除（1件）

⑦ 事務所経営に伴うトラブル（1件）

⑧ 報酬請求について（1件）

⑨ 事件の受任・辞任（2件）

⑩ その他（7件）

この内訳からみると、業務妨害案件がかなり多く、この傾向は次年度以降も続くであろうと考えられ、当会の弁護士業務妨害対策特別委員会や民事介入暴力対策特別委員会との提携の必要性が高まることが予想される。また、利益相反事例や、弁護士として行ない得ない案件に関する相談の増加も予想されるが、かなり微妙な相談が多く、担当者が悩まされることも少なくない。2004年4月から報酬会規が撤廃されたことにより、弁護士報酬に関する相談も増加してくることが予想される。また、最近の傾向として、うつ症状を中心とした精神疾患によって、業務を遂行できないような状態になり、依頼者とのトラブルに発展しているケースが散見され、当委員会としての今後の課題になりそうだ。会として何らかの対策を講じていく必要があるものと思われる。

■ 会員は無料で利用可

当窓口の性格上、積極的な広報活動は行っていないが、それでも前記程度の数の相談が寄せられたことから見ると、今後とも、当窓口の必要性は少なくないものと思われる。

当窓口は、当会の会員、場合によってはその家族等であれば、無料で利用できることになっており、また相談内容の秘密は厳守されることになっているので、必要に応じて利用していただければ幸いである。

相談の申し込みは、会館6階事務局の青木次長まで、できれば文書にてお願いしたい。所定の申込書は青木次長のところに用意されている。

（会員サポート窓口連絡協議会副座長 原 哲男）

会員サポート受付窓口

TEL.03-3581-2202